

兵庫大学大学院学則

平成11年4月1日制定
兵大程第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 本学大学院は、本学の目的に即し、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う。

第2章 研究科、学生定員及び修業年限

(研究科・専攻及び学生定員)

第3条 本学大学院に経済情報研究科経済情報専攻を置く。

2 経済情報専攻の学生定員は入学定員20名、収容定員40名とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学大学院の標準修業年限は2年とする。

2 学生は6年を超えて在学することができない。

3 前項の期間には休学の期間を算入しない。

第2章の2 研究科の教育研究上の目的

(経済情報研究科の教育研究上の目的)

第4条の2 大学院経済情報研究科は、広く経済に関する高度な理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、変動する社会経済と情報環境に対応できる専門能力を備え、社会で実践的に問題解決に携わる高度な専門職業人を養成する。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

I期 4月1日から9月30日まで

II期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、I期の終了日及びII期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園創立記念日 6月10日

(4) 春季休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月25日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は毎学期の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学出願)

第10条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続きを行わなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。
- 3 入学手続きに関し必要なことは別に定める。

(転入学及び再入学)

第13条 他の大学院から本学大学院に転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、入学を許可された者の、既に取得した単位の取り扱いについては研究科委員会の議を経て学長が決定する。
- 3 転入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

第14条 本学大学院を退学し、又は除籍された者が、退学又は除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前条2項の規定は本条において準用する。
- 3 再入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他特別の理由によりやむをえない事情により修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第17条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第2条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第19条 他の大学院等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条第1項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本学大学院において開設する授業科目、必修及び選択の別並びにその単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第23条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上、単位を与える。

- 2 単位取得の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(学修の評価)

第24条 試験等の評価は、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

(既修得単位の認定)

第25条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が本学大学院に入学する以前に大学院において履修した授業科目を、10単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に関連した修業年限の短縮は行わない。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項については別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第26条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に国内外の他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目を履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項については別に定める。

第6章 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の認定)

第27条 本学大学院の課程を修了するためには、学生は2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格したときは、本学大学院の課程の修了を認定するものとする。

(学位の授与)

第28条 本学大学院の課程を修了した者に対して、修士（経済情報）の学位を授与する。

(資格等の取得)

第28条の2 本学大学院において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

(研究科) 経済情報研究科 (専攻) 経済情報専攻

(資格及び免許状の種類) 高等学校教諭専修免許状 (情報)

2 本学大学院において教育職員免許状を得ようとする者は第27条に規定する修了の要件を充足し、かつ教育職員免許状法及び同施行規則に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

ただし、高等学校教諭一種免許状 (情報) の授与を受けた者に限る。

第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金

(入学金、授業料等納付金)

第29条 入学検定料、入学金及び授業料等納付金の額は、別表2及び別表3のとおりとする。

2 入学金は第12条の規定に則り納付しなければならない。

(授業料等の納付時期)

第30条 授業料等納付金は、年額の二分の一ずつ2回に分け、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学、休学等の場合の授業料等)

第31条 学期の途中で退学又は除籍された者は、授業料等を納付しなければならない。

2 停学期間中の者は、授業料等を納付しなければならない。

3 休学期間中の者は、授業料等を納付しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て減免することがある。

(科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等)

第32条 科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等納付金の額は、別表4のとおりとする。

(既納付金等の取り扱い)

第33条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納付金は、理由の如何にかかわらず還付しない。

第8章 職員組織

第34条 本学大学院は、学長がこれを総括し、その職務は大学院研究科長がこれにあたる。

第35条 本学大学院における授業並びに研究指導は、本学職員の中から、若干名の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

第36条 本学大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

第9章 大学運営会議、研究科委員会

(大学運営会議)

第37条 本学大学院に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長
- (6) 各部・室長
- (7) 各附置機関の長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

第37条の2 大学運営会議は、理事会から委任された本学大学院の教育研究に関する業務及び本学大学院の基本的な事項並びに研究科を超える横断的な事項について、学長が決定するための審議機関として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち教育・管理運営に関する事項
- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 組織（研究科の改組を含む）の設置・廃止に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 研究科、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成の基本方針に関する事項
- (12) その他本学大学院における重要事項

(その他)

第37条の3 本節に定めるもののほか、大学運営会議に関し必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第37条の4 本学大学院に、研究科委員会を置く。

(審議事項)

第37条の5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるもの

とする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 教員の教育研究業績の審査
- (5) 前4号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(その他)

第37条の6 本章に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(研究科委員会の構成)

第38条 研究科委員会は、研究科長及び特別研究（論文指導）を担当する教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、研究科の授業を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

第10章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第39条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院で開設される一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願することができる者は、大学院入学資格のある者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生の履修の期間は1学期とする。
- 4 科目等履修生には、本学大学院学則第23条及び第24条の規定を準用して単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第40条 本学大学院との単位互換を行う他大学院の特別聴講学生の単位については、当該他大学院との協定による。

第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第42条 本学大学院の諸規則に違反し、又は本学大学院の学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第12章 研究施設及び設備等

第43条 本学大学院には、教育研究に必要な施設、設備、図書及び学術雑誌等を備える。

第44条 本学大学院は、教育研究に支障が生じない限りにおいて、本学学部及び本学附置の研究所等の施設並びに設備を共用する。

第45条 本学大学院学生は、本学の福利厚生諸施設等を利用することができる。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第28条の2については、平成14年度以前の入学者から適用する。

附 則
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 授業科目及び単位数（経済情報研究科）

群	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
1群（経済・金融・商業系科目）	理論経済研究 A		2		
	理論経済研究 B		2		
	経済システム研究 A		2		
	経済システム研究 B		2		
	公共経済研究 A		2		
	公共経済研究 B		2		
	環境経済研究 A		2		
	環境経済研究 B		2		
	産業組織研究 A		2		
	産業組織研究 B		2		
	国際経済研究 A		2		
	国際経済研究 B		2		
	国際関係研究 A		2		
	国際関係研究 B		2		
	地域経済研究 A		2		
	地域経済研究 B		2		
	地域政策研究 A		2		
	地域政策研究 B		2		
	社会政策研究 A		2		
	社会政策研究 B		2		
証券市場研究 A		2			
証券市場研究 B		2			
商業史研究 A		2			
商業史研究 B		2			
特殊研究 I A		2			
特殊研究 I B		2			
2群（経営・会計系科目）	経営学研究 A		2		
	経営学研究 B		2		
	財務分析研究 A		2		
	財務分析研究 B		2		
	制度会計研究 A		2		
	制度会計研究 B		2		
	税務会計研究 A		2		
	税務会計研究 B		2		
	税法研究 A		2		
	税法研究 B		2		
	2群（経営・会計系科目）	マーケティング研究 A		2	
		マーケティング研究 B		2	
地域計画研究 A			2		
地域計画研究 B			2		
地域行政研究 A			2		
地域行政研究 B			2		
企業経営事例研究（実習含）			2		
特殊研究 II A			2		
特殊研究 II B			2		
3群（情報・数理系科目）		経営システム研究 A		2	
		経営システム研究 B		2	
		情報システム研究 A		2	
	情報システム研究 B		2		
	情報処理研究 A		2		
	情報処理研究 B		2		
	情報伝達研究 A		2		
	情報伝達研究 B		2		
	情報検索研究 A		2		
	情報検索研究 B		2		
	コンピュータグラフィックス研究 A		2		
	コンピュータグラフィックス研究 B		2		
	情報通信研究 A		2		
	情報通信研究 B		2		
	統計分析研究 A		2		
	統計分析研究 B		2		
	情報数学研究 A		2		
	情報数学研究 B		2		
	情報数理研究 A		2		
	情報数理研究 B		2		
情報法学研究 A		2			
情報法学研究 B		2			
情報教育研究 A		2			
情報教育研究 B		2			
特殊研究 III A		2			
特殊研究 III B		2			
特別研究（論文指導）		8		特別研究（論文指導）の履修にあたっては、特別研究指導教員の担当する授業科目（1・2・3群のうち4単位）を履修しなければならない。	

別表2 検定料、入学金、授業料等

入学検定料	35,000円
-------	---------

別表3-1

種 類	I 期納付金額	II 期納付金額	備考
入 学 金	280,000円	—	・入学時のみ ・本学出身者は 210,000円
授 業 料	325,000円	325,000円	
施 設 費	90,000円	90,000円	本学出身者は 4分の3とする
教育研究費	60,000円	60,000円	
合 計	755,000円	475,000円	

別表3-2 社会人入学試験によって入学した者

種 類	I 期納付金額	備考
入 学 金	280,000円	・入学時のみ ・本学出身者は210,000円
授 業 料		・履修登録単位に応じ1単位あたり
在 籍 料	50,000円	
登 録 料	60,000円	

別表4

種 類	科目等履修生	特別聴講学生
入学検定料	15,000円	当該大学院との協定による
授 業 料	1科目2単位につき 60,000円	